

コロナウィルスの対応について (4/13)

理事長 高橋 尚希

日頃は当法人の活動に、多大なご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

愛知県も緊急事態宣言が発令されましたことを受け、皆様も大変ご心配されている事と思います。

コロナウィルスの対応ついて、当事業所の今後のサービス利用における内容をご報告させていただきます。

★法人全体

- ・ご自宅での定時検温と通所時・外出時等のマスク着用と手洗いうがい等の対応を、出来る限りお願い致します。合わせて、法人職員も検温・手洗いうがいをし、マスクを着用する事をご了承下さい。
- ・当法人に関しても、マスクは入手し辛い状況になっております。出来る限り個々でご協力ください。
- ・サービス利用前に必ず検温を行って、検温結果 37.5 度以上の方はご利用できません。ご連絡下さい。
- ・送迎は職員不足と三密が想定されます。保護者にご依頼する事も考えられますので、ご理解下さい。

★生活介護事業所 マイスペース・こだわりの店ロゼ ※5月5・6日を休みとして追加させていただきます

- ・施設の使用停止要請が出ない限りは、※9：30～15：30でサービス提供を行います。※裏面参照

★放課後等デイサービス事業所 大地（臨時休校が終了するまでは休日扱い）※裏面参照

- ・施設の使用停止要請が出ない限りは、※10：00～16：00の提供時間にてサービス提供を行います。
- ・※5月4・5・6日を休みとさせていただきます。

★居宅介護等事業所 青空 ※5月4・5・6日を休みとさせていただきます。身体介護のみ支援を行います

- ・感染者が出ない限りは、サービス提供は行います。外出する内容に関しましては、マスクの着用が出来るかどうか等を含め、内容の再検討をした上で、個人単位にて事前連絡を持って判断します。
- ・内容の再検討の際は、※市中感染の恐れもあるため、基本的には利用者・ヘルパーのマスクの着用を前提とした上で、感染の可能性の高い名古屋市、公共交通機関・デパート・店内での外食は外し、その他三密等は出来る限り避けた内容で協議し、ご了承を頂いた場合のみサービス提供を行います。

※市中感染の可能性は前回お知らせした「コロナウィルスの対応について」の時よりもかなり高まっ
ていると認識しております。移動支援や行動援護の内容に関しましては、今まで以上に感染に対して

不要不急の外出を避ける調整をさせて頂く形となりますので、何卒、ご了承をお願い致します。

厚労省からの通達を簡潔にすると、ご自宅で利用者を見る事が出来る場合は、出来る限りご自宅で過

ごして頂くようお願いして下さい。それが諸事情により難しい利用者は、当法人の施設の使用停止要

請が来ない限りは、施設を開いてサービスの提供を行って下さい。という事です。

施設の救済措置として、本来、利用者の成長や希望に対して丁寧な支援を行うことが目的であるが、

この緊急事態においては、居場所作りの性質を持つものと一時的に置き換えた上での考えで、人員基準

に関しては、職員の配置人数が足りなくても、通常提供と同等の報酬の対象とされる事となっています。

また、お休みする事となった利用者・保護者に対し、電話をさせて頂き、居宅等において出来る限りの

支援の提供を行ったと認められる場合は報酬の対象とすることが可能となっております。法人の継続運

営を可能とするためにも、お休みいただいた場合は、事業所から電話を入れさせて頂き、居宅にて過ご

す利用者の健康管理等の相談の支援に関してのお話をさせて頂ければ、報酬算定することができます。

勿論、電話におけるサービス提供は不要と意向を申し出て頂ければ、算定されることはありません。

電話でのサービス提供をさせて頂いた場合は、生活介護の利用者は無料ですが、放課後等デイサービス

の児童の場合は 1 割負担が請求される形となります。但し、お弁当代や送迎加算等の実績が伴った場合

に算定される加算に関しては請求されることはありません。※お弁当代のキャンセル代は除きます。

※上記を踏まえた上で、当法人の基本的な方針としては、

- ・ 大切な利用者の安全を第一に考え、出来る限りご自宅で過ごして頂きたく思います。
- ・ ご自宅で過ごす事がどうしても難しい利用者は、受け入れて行きます。
- ・ 職員の所得と安全も確保して行きます。その為にも継続運営ができるようにしたいと思います。

サービス利用に際して、出来る限りの対応・配慮等を行った上であっても、ご自宅で過ごす事に比べ

ると、感染リスクは高くなります。当法人の利用中に感染した場合であっても、基本的な方針等を実行

した上での感染は、法人等にその責を問わないで頂きたいと思います。宜しくお願い致します。

今後も、コロナウイルスに関する状況に応じて、厚労省や愛知県や安城市からの指示がある場合は、

その指示に従った範囲で、当法人の対応をお知らせさせて頂きますので、宜しくお願い致します。

任意ですが、ご署名を頂けると助かります。ご不明な点は、堀内本部事務所まで、お問い合わせ下さい。

ご署名欄

特定非営利活動法人 こすもす畑 (0566) 99-2111